

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①芽室町の人口構造

芽室町の人口は、工業団地造成と並行した住宅団地造成により 1995 年国勢調査(16,604 人)以降、増加傾向にあったが、2010 年国勢調査(18,905 人)をピークに減少傾向に転じており、2020 年国勢調査では 18,048 人まで減少している。

2020 年国勢調査における人口構成比は、年少人口 2,462 人(13.64%)、生産年齢人口 10,010 人(55.46%)、老年人口 5,535 人(30.67%)であり、年少人口割合は全国平均や北海道平均よりも高い一方、生産年齢人口割合は全国・北海道よりも低い。また、全国的な傾向と同様に、老年人口の割合は年々増加しており高齢化の進行と労働力不足が懸念される状況である。

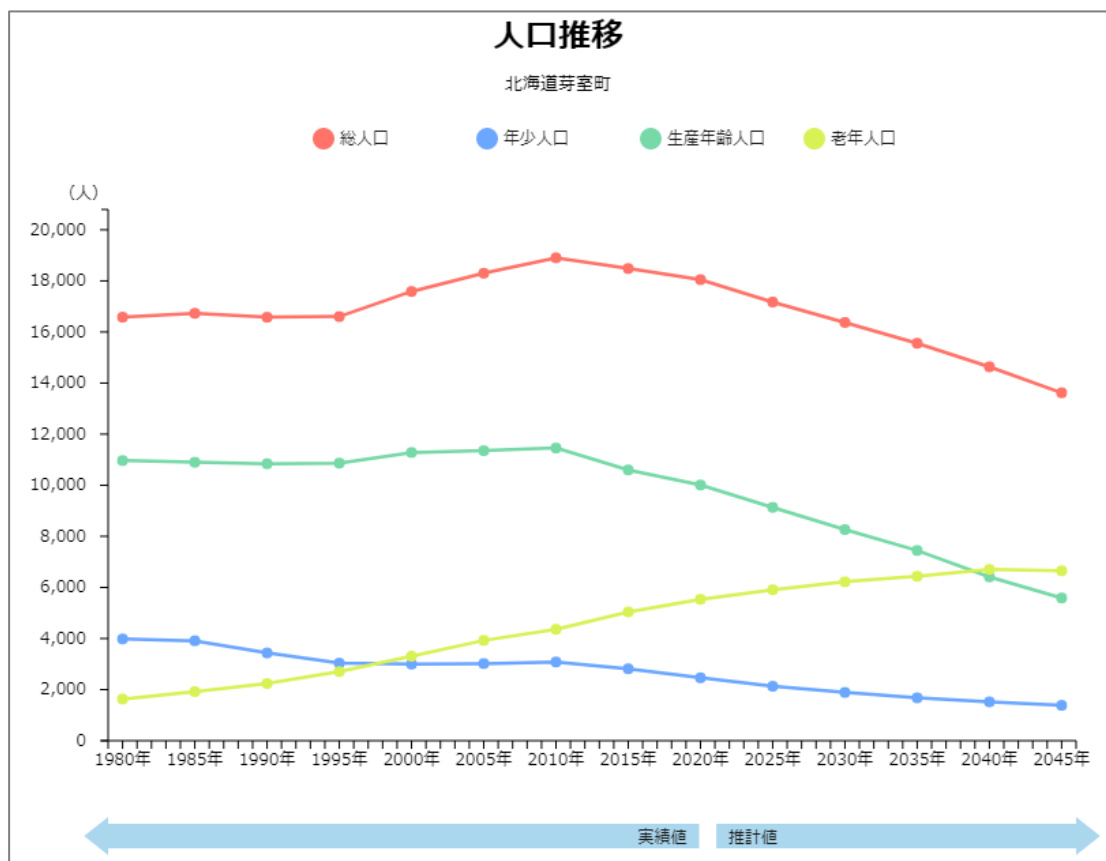


図1 芽室町の人口推移（地域経済分析システム(RESAS)により作成）

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

②芽室町の産業構造

令和3年経済センサス-活動調査における事業所数(事業所単位)は卸売業・小売業が最も多く、次いで運輸業・郵便業が多くなっている。従業者数では卸売業・小売業、製造業、運輸業・郵便業で全体の約50%を占めており、雇用において重要な位置を占めていると言える。運輸業・郵便業に関しては、事業所数の特化係数において3.97という高い値を示しており、芽室町の立地条件や交通アクセスなどの要因により、特徴的な集積を見せていると言える。

また、産業別付加価値額(図2)や純移輸出額(図3)について分析すると、農業は極めて高い値を示し、運輸業・郵便業や食料品製造業がそれに続く。産業間の取引構造に着目しても、川上産業である農業を基軸として、食料品製造業と運輸業が、それぞれ川中産業、川下産業における産業間取引の中心的役割を果たしていることがわかる(図4)。

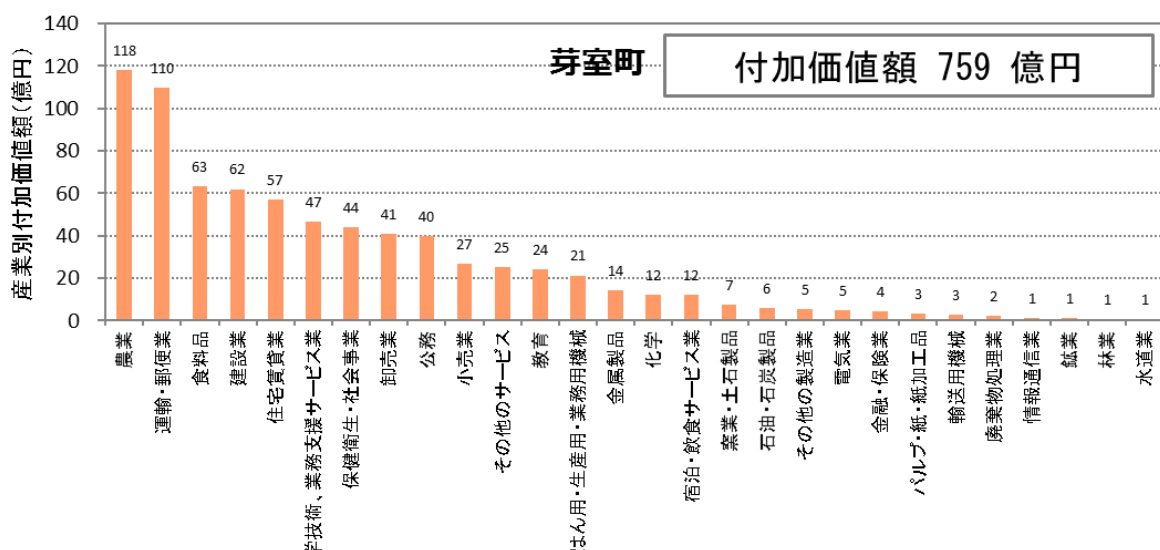


図2 芽室町の産業別付加価値額

出典：環境省「地域経済循環分析自動作成ツール(2018年版)」

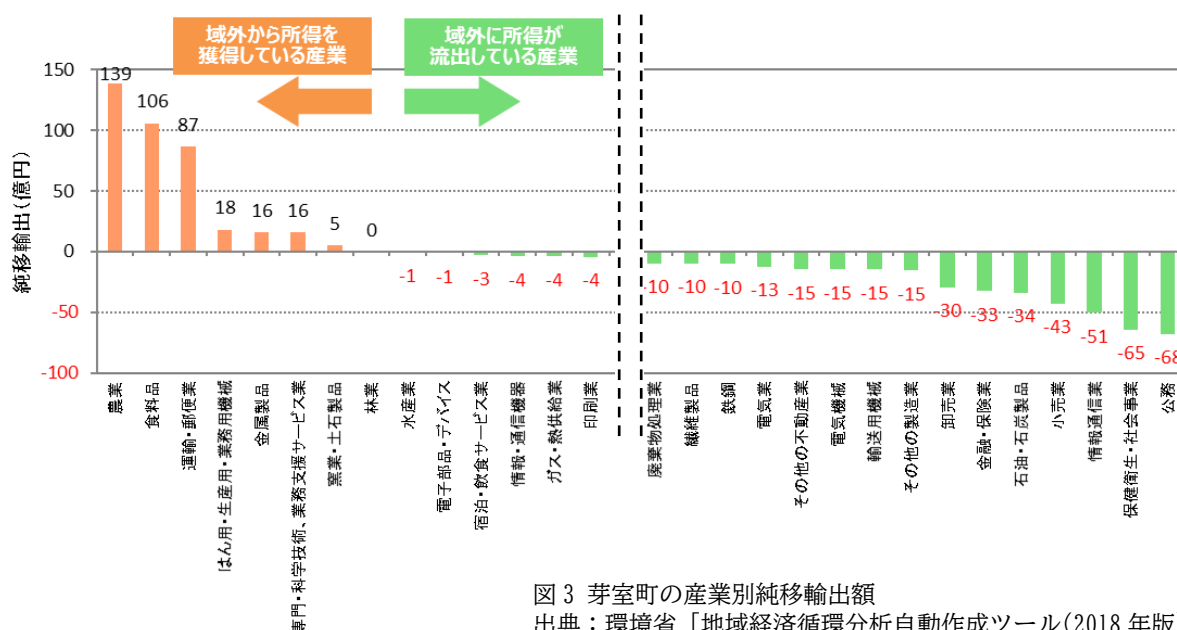
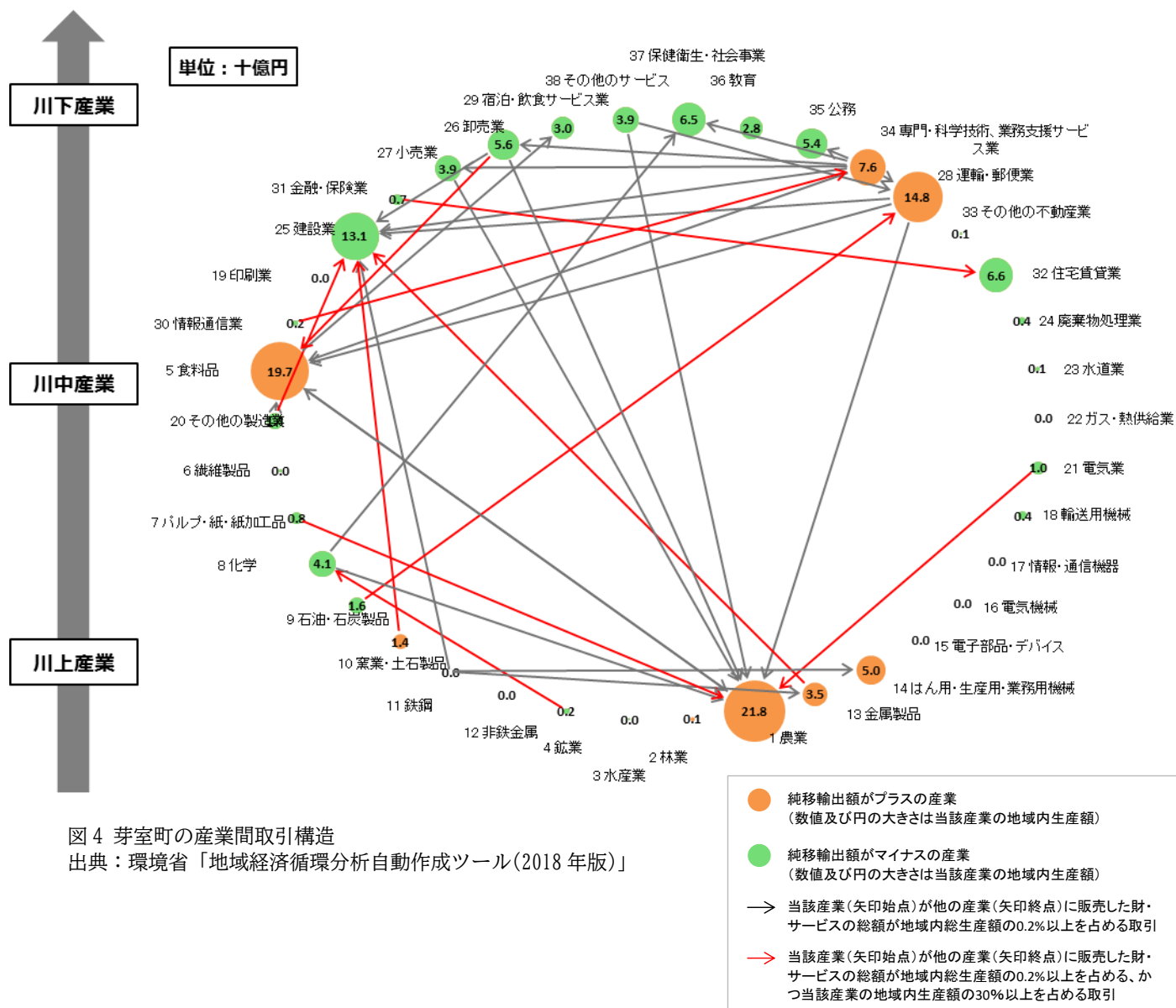


図3 芽室町の産業別純移輸出額

出典：環境省「地域経済循環分析自動作成ツール(2018年版)」



③芽室町の中小企業者の実態等

芽室町内に立地する事業所の9割以上は中小企業であり、その多くが労働力不足、経営者の高齢化及び後継者の不在、労働生産性の伸び悩みといった課題を抱えている。さらに、中小企業者が所有する設備の老朽化が進んでいることも、生産性向上の阻害要因となっている。このため、町内中小企業が付加価値を高め、経営の安定化や、労働力不足に対応できる事業基盤の構築、次世代の担い手にとって魅力ある業種へ発展することを目的とした先端設備等の導入促進が求められている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、意欲ある中小企業者の積極的な先端設備等の導入を促し生産性の向上を図ることにより、地域経済の持続的な活性化を目指す。

これを実現するために、本計画期間中に事業者が策定する先端設備等導入計画（以下「導入計画」という。）の10件程度の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

芽室町の産業構造は、図4に示すとおり、基幹産業である農業を軸として、製造業、卸売・小売業、運輸業、サービス業など多岐にわたる業種が、互いに影響を与え合い、地域経済を支えていることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

ただし、地域雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、太陽光発電に係る設備については、町内に所在する事業所や工場（従業員が常駐するものに限る。）の敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産若しくは販売または役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（売電目的以外のもの）のみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

芽室町においては3つの工業団地が分散して展開しており、本町の基幹産業である農業に関連した業種を中心に、多くの企業が集積している。住居系市街地においても小売業や飲食業、サービス業を中心とした事業所が多く所在する。

また、住居系市街地及び工業団地を取り囲むように、大規模経営の畑作を中心とした農業地域が広がっていることから、町内全域において生産性を向上させる必要があり、芽室町全域を本計画の対象地域とする。

（２）対象業種・事業

多岐にわたる業種が芽室町の経済や雇用を支えており、町全体の経済発展のためには、広く中小企業者の生産性向上を実現させる必要があることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は多様であることから、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれ、導入する先端設備等（本計画において対象とする設備に限る。）が直接製品の生産若しくは販売または役務の提供の用に供される事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、芽室町内に事業所や工場等を有しない中小企業者が、町内で行う事業については、町内の日常的な雇用または町内地域経済への十分な波及効果が認められるもののみを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月27日～令和9年6月26日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

芽室町は、人員削減を目的とした取組を導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

芽室町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。